

雇用創出・消失指標の試算

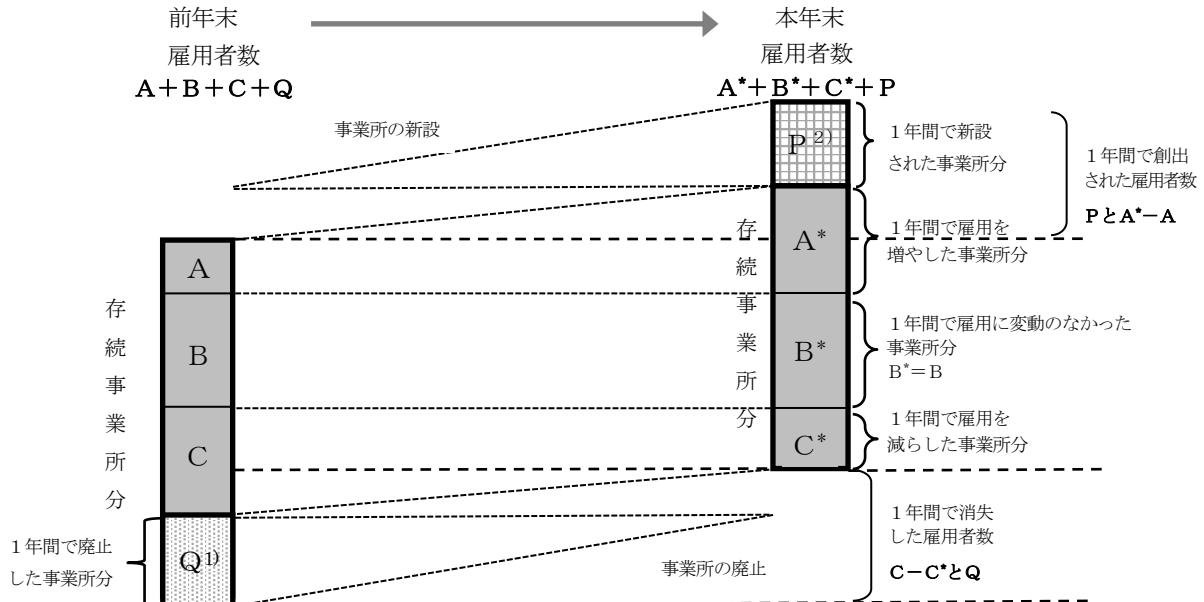
1 試算の概要

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、「事業所の開設及び廃止による雇用増減への影響を把握するため、諸外国で整備されている雇用創出及び消失指標を我が国においても整備することとされており、平成23年より雇用創出率、雇用消失率の試算を行っている。

雇用創出率（雇用消失率）は、それぞれ、1年間で創出された（消失した）雇用者数を、前年末雇用者数に対する割合で表したものであり、1年間で創出された（消失した）雇用者数は、

- ・前年末から本年末にかけて雇用を増やした（減らした）事業所の雇用増（減）分の総数
 - ・同じ間に新設された（廃止した）事業所の本年末の雇用の総数
- の合計である。雇用動向調査結果と雇用保険の適用事業所の新設、廃止に関する記録を用いて試算した。

1年間の雇用者数の変化について内訳を図示すると、次のようなになる。



注：

- A : 1年間で雇用を増やした事業所の前年末雇用者数
B : 1年間で雇用に変動がなかった事業所の前年末雇用者数
C : 1年間で雇用を減らした事業所の前年末雇用者数
Q : 1年間で廃止された事業所の前年末雇用者数

- $A^* : 1年間で雇用を増やした事業所の本年末雇用者数$
 $B^* : 1年間で雇用に変動がなかった事業所の本年末雇用者数$
 $C^* : 1年間で雇用を減らした事業所の本年末雇用者数$
 $P : 1年間で新設された事業所の本年末雇用者数$

- 1) 左側の棒のQは、1年間で廃止された事業所の前年末雇用者数で、1年間で廃止された事業所の分であるから、右側の本年末時点の雇用を示す棒ではゼロとなる。
- 2) 右側の棒のPは、1年間で新設された事業所の本年末雇用者数で、1年間で新設された事業所の分であるから、左側の前年末時点の雇用を示す棒ではゼロとなる。

2 主な用語の定義

「雇用創出率」

前年末雇用者数に対する1年間で創出された雇用者数の割合をいう。

$$\text{雇用創出率} = \frac{\text{1年間で創出された雇用者数 } (A^* - A) + P}{\text{前年末雇用者数 } A + B + C + Q} \times 100 \text{ (%)}$$

「雇用消失率」

前年末雇用者数に対する1年間で消失した雇用者数の割合をいう。

$$\text{雇用消失率} = \frac{\text{1年間で消失した雇用者数 } (C - C^*) + Q}{\text{前年末雇用者数 } A + B + C + Q} \times 100 \text{ (%)}$$

「新設雇用創出率」

前年末雇用者数に対する1年間で事業所の新設に伴って創出された雇用者数の割合をいう。

$$\text{新設雇用創出率} = \frac{\text{1年間で事業所の新設に伴って創出された雇用者数 } P}{\text{前年末雇用者数 } A + B + C + Q} \times 100 \text{ (%)}$$

「廃止雇用消失率」

前年末雇用者数に対する1年間で事業所の廃止に伴って消失した雇用者数の割合をいう。

$$\text{廃止雇用消失率} = \frac{\text{1年間で事業所の廃止に伴って消失した雇用者数 } Q}{\text{前年末雇用者数 } A + B + C + Q} \times 100 \text{ (%)}$$

「雇用純増率」

$$\text{雇用純増率} = \text{雇用創出率} - \text{雇用消失率}$$

「雇用再分配率」

$$\text{雇用再分配率} = \text{雇用創出率} + \text{雇用消失率}$$

3 利用上の注意

- (1) 本指標の計算には雇用動向調査の調査票を用いていることから、得られた雇用創出率及び雇用消失率は、雇用動向調査の調査産業で事業所規模5人以上の事業所における常用労働者に係る数値である。
- (2) 雇用創出率(雇用消失率)は1年間で創出された(消失した)雇用者数を用いて算定している。したがって、その間に、例えば、ある事業所で退職した人が1名いて、その欠員補充として採用した人が1名いた場合、これらの数字は相殺され、ここでいう1年間で創出された(消失した)雇用者数にはともに含まれない。
- 一方、雇用動向調査の入職者数(離職者数)は、企業間の労働移動をしたものであり、上述のような欠員補充としての採用は、入職者1名及び離職者1名として計上される。
- (3) (2)の創出された(消失した)雇用者数は、事業所単位で算定している。したがって、同一企業内の事業所間移動によるものは、ここでいう創出された(消失した)雇用者数に含まれている。
- 一方、雇用動向調査の入職者数(離職者数)は、同一企業内の事業所間移動によるものを含んでいない。ただし、事業所規模4人以下の事業所は、調査対象とならないことなどにより、雇用動向調査の同一企業内の事業所間移動による転入者と転出者の数は必ずしも一致していない。
- (4) 雇用創出率及び雇用消失率は表章単位未満の位で四捨五入してある。このため、雇用純増率及び雇用再分配率の数値は、表章上の雇用創出率及び雇用消失率を用いて算出した数値とは必ずしも一致していない。
- (5) 本指標の計算に用いている調査票は、上期・下期の両期とも提出があった事業所のものであり、雇用動向調査の調査票の一部は集計に用いていない。

